

大山崎町地域公共交通会議から大山崎町への提案（案）

～住民部会での議論をふまえて～

本文中、赤字で示される部分が、修正箇所となっています。

大山崎町地域公共交通会議
平成26年2月

もくじ

1	大山崎町地域公共交通会議について	3
	(1) 会議の経緯	3
	(2) 住民部会の設置について	3
2	住民部会での議論について	4
3	大山崎町への提案	5
	(1) 公共交通改善策について	5
	① 福祉的対応等を必要とする特別な交通について	5
	② 福祉的対応等に依らない交通について	5
	(2) 改善策の段階的対応について	6
	① 短期的取組み	6
	② 中・長期的取組み	6
	(3) 平成25年3月提案の内容について	6
	(4) 大山崎町の地域公共交通の将来構想について	6
4	提案の取扱いについて	7
	【付録：参考資料】	8
	①大山崎町地域公共交通会議設置要綱	9
	②大山崎町地域公共交通会議委員名簿	11
	③同住民部会名簿	12
	④これまでの会議の経過	13

1 大山崎町地域公共交通会議について

(1) 会議の経緯

昨年度は「路線バスの利用促進等について」を提案した。今年度については、昨年度の会議において「将来の公共交通に係る町への提案について」という論点で議論することとなった。また、住民目線の意見を取り入れるため、住民代表委員が中心となって構成される「住民部会」を設置し、議論することとなった。

(2) 住民部会の設置について

昨年度の会議において、出席する委員の数が非常に多いため、活発な議論や意見がしにくい等の意見が出ていたため、大山崎町地域公共交通会議設置要綱第7条に基づき、住民部会の設置が決定された。住民部会の委員としては、「住民・利用者の代表」及び「その他交通会議で必要と認めるもの」の委員を対象として立候補制が採用された。設置要綱第7条第2項に基づき、立候補した委員に対して会長により住民部会委員が指名され、また、部会長についても会長より有賀委員が指名された。

平成25年7月から11月まで全3回実施された。住民目線で地域公共交通について審議し、公共交通の改善策について議論がなされた。

2 住民部会での議論について

住民部会における改善策作成に至る議論の経緯は、以下のとおりである。

コンパクトな町域であることに加え、阪急及びJRの各駅が町内に存在し、さらに隣接して長岡京市内に阪急新駅が開業し、利便性が向上しているが、その一方で、町民の高齢化が今後さらに進むことが予想されるほか、身体障害者や子育て世代などのいわゆる交通弱者にとっては、バス路線の減便や、道の狭さや坂道、整備が不十分な地域の存在などの課題があり、新たな交通に対するニーズが生じている。

昨年度に報告された京都大学の調査結果でもバス停圏 200m を超える、高齢者人口密度が 2,000 人/km² 以上の 3 箇所（円明寺、下植野、鏡田各地区の一部）区域がコミュニティバス導入検討区域とされていた。

しかし、厳しい町財政の状態を考えると、新たな交通手段を導入するのであれば、現有の資産を有効に活用することが肝要である。

身体障害者をはじめ、福祉的対応が必要な交通手段については、地域公共交通ですべて対応することは困難であるので、関係部署によって実施されている各種計画に委ねてそれらの計画の促進を要望する。

上記以外の課題については、町所有の車両である長寿苑送迎バス「うぐいす号」の活用によって対応することが適当である。

3 大山崎町への提案

町内の公共交通においては、従来から指摘されてきた道路整備問題や身体障害者をはじめとする交通制約者への対応、路線バスの運行空白時間帯への対応などの課題に加えて、住民の高齢化による交通弱者化、既存の町内公共交通路線への到達困難というような新しい課題も生まれている。これらの交通弱者をはじめとして町内を移動する新しい交通のニーズの発生に対して、現状の交通環境では不十分と考えられることから、住民部会での議論をふまえて、以下の公共交通改善策を提案する。

(1) 公共交通改善策について

	施策名	想定される実施主体
①	福祉的対応等を必要とする特別な交通について	町、交通事業者
②	福祉的対応等に依らない交通について	町、住民、交通事業者

【各施策の内容について】

① 福祉的対応等を必要とする特別な交通について
<p>バリアフリーの推進や福祉タクシー事業の拡充など、福祉的対応を必要とする特別な交通については、関係部署に委ね、既存の計画の促進をお願いします。</p> <p>(実施主体) 町、交通事業者</p>
② 福祉的対応等に依らない交通について
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存路線バス・タクシーの利用を促進して利用意識を高め、公共交通環境を維持する。 <p>(実施主体) 町、住民、交通事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の公共交通を補完する町内を移動する新たな交通手段の導入を検討する。その一つの案として、町所有の車両である長寿苑送迎バス「うぐいす号」の町による運行と、対象者や利用法の変更について検討する。 <p>(実施主体) 町、(交通事業者)</p>

(2) 改善策の段階的対応について

(1) で示した公共交通改善策については、以下に示すような段階的な実施と検証を提案する。

① 短期的取組み
<ul style="list-style-type: none">・ 福祉・身体障害者向け交通関連施策の推進・ 既存の交通の環境改善と利用促進・ うぐいす号の活用（新しい交通手段としての検討・拡充）
② 中・長期的取組み
<ul style="list-style-type: none">・ 短期的な取組みの実施状況をみながら、その効果について、定期的・持続的に検証する。・ 成果が認められる場合には、改善を施しながら、施策を継続する。・ 効果の検証の結果、必要な場合には、新しい交通手段の導入や拡大を検討する。

(3) 平成25年3月提案の内容について

昨年度提案した内容については、単年度の取組みに終わることなく、継続的な実施をお願いする。また、今年度未実施の施策についても、実施に向けて検討されたい。

(4) 大山崎町の地域公共交通の将来構想について

町内を移動する交通手段の整備は住民の利便性を向上させるものであるが、将来的には、観光をはじめとして町内を移動するすべての来訪者の利便性向上も視野に入れた、地域振興的施策としての実施が望まれる。

4 提案の取扱いについて

大山崎町地域公共交通会議からの提案について、関係者はその結果を尊重し、誠実な実施に努めていただきたい。(大山崎町地域公共交通会議設置要綱第10条)

したがって、実施主体が交通事業者であるものについては、交通事業者において検討段階で参考としていただくよう、町から交通事業者へ提案されたい。また、実施主体が町とその他との協働であるものについては、町で施策内容について検討し、町と当該実施主体とで企画、実施されたい。

施策の実施にあたっては、交通事業者が運営する既存の乗り合いバスやタクシーへの影響を十分考慮し、これらの事業活動を妨げないよう配慮することが必要であることに加え、地域の交通体系全般における位置づけを考慮し、既存の交通サービスと併せて総体として最適な交通サービスが提供されるようなサービス内容となるよう留意されたい。

【付録：参考資料】

①大山崎町地域公共交通会議設置要綱

平成24年3月21日

告示第3号

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大山崎町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
- (6) その他交通会議の運営上必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 交通会議は、地域公共交通に関する専門の事項を調査し、協議を行うために必要があると認めるときは部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員等をもって組織する。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集し、議長となる。
- 7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は協議の結果を交通会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議は、会議の運営等に当たっての事項を処理するために必要があると認めるときは幹事会を置くことができる。

- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は幹事の互選によりこれを定める。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を総理する。
- 5 幹事長に事故があるときは、あらかじめその指名する幹事がその職務を代理する。
- 6 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。

(会議の公開)

第9条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会長が、公開することにより会議の運営に支障を来す恐れがあると認めた場合は、交通会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、総務部企画財政課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行日以後最初に招集される交通会議は、第6条の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 (平成24年告示第13号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

②大山崎町地域公共交通会議委員名簿

区分		氏名	適用
大山崎町		江下 傳明	会議主催者
公共交通事業者	西日本旅客鉄道(株)	平野 剛	京都支社 地域共生室担当 室長
	阪急電鉄(株)	庄 健介	都市交通計画部 部長
	阪急バス(株)	河崎 浩一	取締役自動車事業部長
	京阪シティバス(株)	笠松 俊夫	支配人
	都タクシー(株)	筒井 基好	代表取締役社長
	京都タクシー業務センター	近藤 智彦	事務局長
住民・利用者の代表	大山崎町社会福祉協議会	川戸 徳郎	会長
	大山崎町商工会	蔦谷 重直	会長
	大山崎町長寿会連合会	岸本 勝治	会長
	大山崎町身体障害者協会	小西 和子	会長
	町内会・自治会代表(大山崎地区)	野村 裕子	会長
	町内会・自治会代表(下植野地区)	平井 敏彦	会長
	町内会・自治会代表(円明寺地区)	戸谷 昌夫	会長
	公募委員	長谷川 央	一般公募委員
	公募委員	山口 允己	一般公募委員
	公募委員	吉田 友美	子育て親公募委員
地方運輸局長	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局	川合 宏和	首席運輸企画専門官
公共事業者の運 転者組織団体	阪急バス労働組合	越智 啓伸	副執行委員長
その他交通会議で 必要と認めるもの	京都大学	中川 大	工学研究科 教授
	京都府山城広域振興局	湯瀬 敏之	企画振興室長
	京都府乙訓土木事務所	今西 伸之	技術次長
	京都府向日町警察署	村上 秀幸	交通課長
	大山崎町議会	小泉 満	議員
	大山崎町議会	北村 吉史	議員
	大山崎町議会	加賀野 伸一	議員
	大山崎町議会	安田 久美子	議員
	大山崎町都市計画審議会	有賀 正晃	会長
	大山崎町	斉藤 秀孝	総務部長
	大山崎町	田村 聡	環境事業部長

③大山崎町地域公共交通会議住民部会委員名簿

区分		氏名	適用
住民・利用者の代表	大山崎町商工会	蔦谷 重直	会長
	大山崎町社会福祉協議会	川戸 徳郎	会長
	大山崎町長寿会連合会	岸本 勝治	会長
	大山崎町身体障害者協会	小西 和子	会長
	町内会・自治会代表（大山崎地区）	野村 裕子	会長
	町内会・自治会代表（円明寺地区）	戸谷 昌夫	会長
	公募委員	長谷川 央	一般公募委員
	公募委員	山口 允己	一般公募委員
	公募委員	吉田 友美	子育て親公募委員
その他交通会議で必要と認めるもの	大山崎町議会	安田 久美子	議員
	大山崎町都市計画審議会	有賀 正晃	会長
	大山崎町	斉藤 秀孝	総務部長
	大山崎町	田村 聡	環境事業部長

④これまでの会議経過

回数	会 議 内 容
第1回 ～ 第7回 (昨年度)	期間：(第1回)平成24年5月24日～(第7回)平成25年3月22日 場所：ふるさとセンター、大山崎町立中央公民館 主な議題：(1)大山崎町コミュニティバス導入について (2)路線バスの利用促進について 主な内容： 「大山崎町地域公共交通会議から町への提案～路線バスの利用促進等について～」(平成25年3月発行)参照のこと
第8回	日時：平成25年5月23日(木)午前10時00分～11時10分 場所：大山崎ふるさとセンター 3階 ホール 主な議題：(1)将来の町の地域公共交通に係る課題抽出 (2)住民部会の体制について 主な内容： ・地域公共交通に係る課題については、後日委員に照会し、取りまとめられた回答を住民部会で議論することとなった。 ・住民部会については、対象となる委員からの立候補制となった。 ・会議設置要綱に基づき、住民部会長として有賀委員が会長より指名された。
住民部会 第1回	日時：平成25年7月26日(金)10時00分～12時00分 議題：(1)大山崎町地域公共交通の現状と課題について (2)住民部会で検討する過大への対応策について 主な意見： (大山崎町地域公共交通の現況と課題については、事前に意見照会を行った。) ・バリアフリーがあまり進んでいない。整備が必要。 ・町の中心(役場周辺)へ移動するのが不便。住民が利用しやすいようにすべき。 ・長寿苑バスの利用者を拡大してはどうか。制度上問題はないかどうか。 ・健常者にとっては、現状の交通環境でも大きな問題はない。 ・新たな交通を想定したとき、交通弱者に焦点を当てて考えるべきかどうか。 ・新たな交通導入に対し、民間交通事業者との調整はどうするのか。 ・福祉タクシー事業の実情について、どのような状況か確認する必要があるのではないか。

回数	会 議 内 容
住民部会 第2回	<p>日時：平成25年9月26日（木）10時00分～12時00分</p> <p>議題：（1）大山崎町の地域内交通現況及び課題について （2）具体的な対応策(案)について</p> <p>主な意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内での移動がしやすい交通網の整備が必要ではないか。 ・福祉や身体障害者を対象とする特別な交通については、関係する部署・計画等にまかせるべきではないか。 ・うぐいす号を町の公共交通として位置づけ、活用してはどうか。 ・短期的、中長期的計画をそれぞれ立てるべき。 ・「大山崎型」公共交通とはどうあるべきか。（デマンド型、統合型など）
住民部会 第3回	<p>日時：平成25年11月29日（金）10時～12時</p> <p>議題：（1）本会議への報告事項について</p> <p>主な意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな交通手段の導入に当たっては、いくつかの案についての経費（初期投資、経常費用）を試算してみないと議論しづらい。 ・既存交通事業者とどのように合意できるか、十分な議論が必要。
第9回	<p>日時：平成26年1月17日（金）午前10時00分～</p> <p>場所：大山崎ふるさとセンター 3階 ホール</p> <p>主な議題：（1）大山崎町地域公共交通会議から大山崎町への提案について</p> <p>主な意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うぐいす号の活用や新しい交通手段の導入においては、交通事業者に配慮し、十分協議したうえで実施すべきである。 ・提案書の3の（2）②「中・長期取組み」の表現は、短期的取組みの結果を受けての実施であることがわかるよう、明記すべき。 ・将来的展望についても提案書に含めてはどうか。
第10回	<p>日時：平成26年2月14日（金）15時00分～</p> <p>場所：大山崎ふるさとセンター 3階 ホール</p> <p>主な議題：（1）大山崎町への提案事項の内容確定について</p> <p>主な意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・